

一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟

関係者各位

一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟 医科学委員会

## 本連盟主催大会における感染症に対する取り決め事項

平素より本連盟主催大会の運営に関してご協力を賜り誠にありがとうございます。  
標題の件に関しまして、下記方針とさせていただきますのでご理解とご協力の程何卒宜しく  
お願い申し上げます。

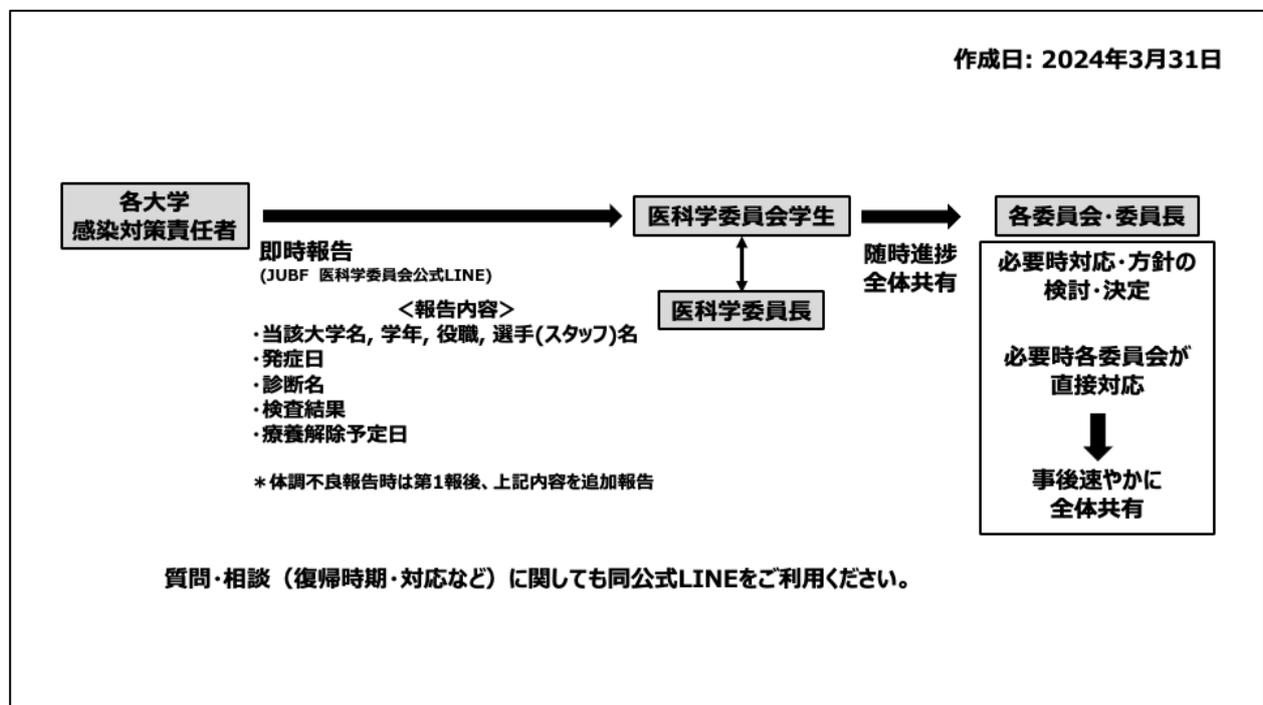
### 記

1. 大会の延期並びに中止は原則行わない。(関係省庁からの指示が出た場合には従う)
2. 休校並びに出場停止処置が取られている大学は、原則として出場は認めない。  
但し、大学側の許可が出ていれば大会出場が可能となる。
3. 大会期間中、体調不良者・及び感染症罹患選手は大会出場を認めない。  
**図 1** に従って、感染対策責任者から報告すること(体調不良者の判断に関しては、種々の感染症・非感染症問わず多岐に渡るので各個人・大学の責任の元で判断すること)。  
なお、連盟に対して意図によらず報告を忘れた際(特に体調不良者の出場がなされ、相手チームに感染が伝播したと判明した場合など)には連盟理事会を通して、チームまたは個人に対して何らかの罰則を来す場合がある。
4. 感染症に罹患した場合、医師の診断書が提出されれば大会登録変更の締め切りが過ぎても変更が可能となる。**なお、一度エントリーを変更した選手・スタッフの、療養終了後の再度のエントリー変更の可否は、大会毎に規定される。**
5. 大会出場においては、各自以下に挙げる必要な感染対策を行うこと。

- ・何らかの症状があれば無理をしない、させないこと。
  - ・必要な手指衛生(連盟側で消毒物品は用意しない)や換気を行うこと。
  - ・マスク着用は任意だが、感染対策上有効な場面での適切なマスク着用を実施すること。
6. 本取り決め事項で対象とする感染症は、学校保健安全法で規定されているものである(表 1, 2 参照)。
7. 療養期間終了後は本連盟主催大会への参加は禁じ得ないが、外傷・障害予防の観点から原則的に罹患者は個別練習を経て段階的復帰を推奨する。
- なお、特に新型コロナウイルス感染症に関しては図 2 を参照(他疾患に対しても参考)。

\* 連盟からの新たな情報提供においてはメール、代表者会議、監督会議を必要時実施するが部長・監督および感染対策責任者が責任を持って部内に周知・遵守させること。

図 1. 体調不良者・感染症診断確定者発生時の情報共有・対応フロー



感染対策責任者は大会毎に各大学 1 名(大人・学生いずれも可)設置すること。なお設置方法については各大会前に出場大学へ提示予定。

以下 QR コードより JUBF 医科学委員会公式アカウント登録後、体調不良者・感染症罹患患者情報を報告すること。



表 1. 対象となる感染症の種類（学校保健安全法施行規則第十八条より）

第 1 種	第 2 種	第 3 種
エボラ出血熱	インフルエンザ (H5N1・H7N9 を除く)	コレラ
クリミア・コンゴ出血熱	百日咳	細菌性赤痢
重症急性呼吸器症候群(SARS)	麻疹(はしか)	腸管出血性大腸菌感染症
痘そう	風疹(三日ばしか)	腸チフス
南米出血熱	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	パラチフス
ペスト	水痘(みずぼうそう)	流行性角結膜炎
マールブルク熱	咽頭結膜熱	急性出血性結膜炎
ラッサ熱	結核	感染性胃腸炎
急性灰白髄炎(ポリオ)	髄膜炎菌性髄膜炎	溶連菌感染症
ジフテリア	新型コロナウイルス感染症*	手足口病
特定鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)		帯状疱疹
中東呼吸器症候群(MERS)		その他の感染症

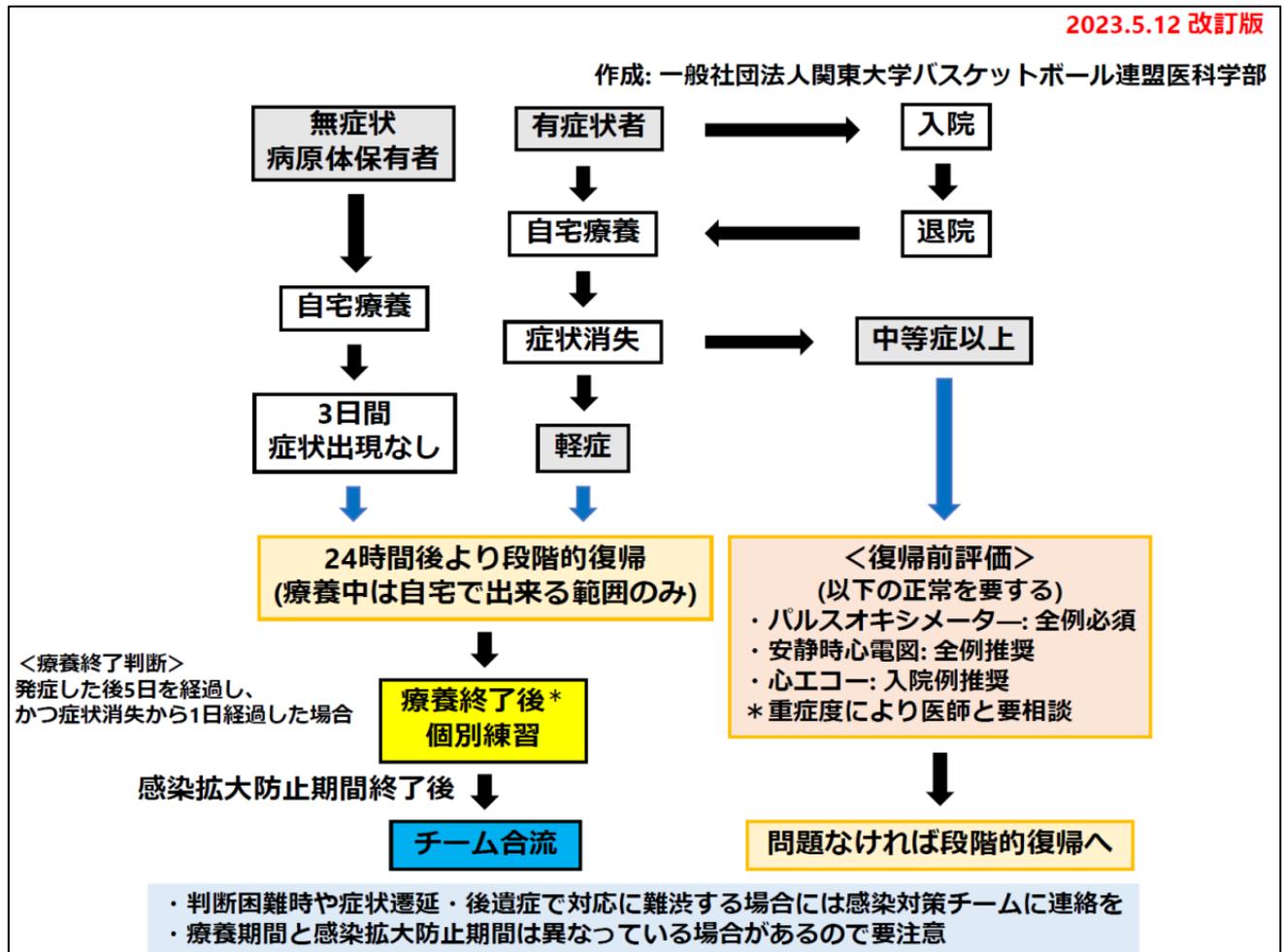
\*病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）。

表 2. 療養解除の基準（学校保健安全法施行規則第十九条より）

分類	感染症名	療養解除基準
第1種	全て	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	水痘	すべての発疹が痂痂化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れが無いと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状消失後 1 日を経過するまで
	※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染の恐れが無いと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	感染症胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善するまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良くなるまで
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水痘・潰瘍を伴う急性期は療養、治癒期は全身状態が改善するまで
	帯状疱疹	病変部を適切に被覆すれば接触感染を防げるため療養終了可能

図2 新型コロナウイルス感染後の運動制限と段階的復帰に関する推奨

(一般社団法人関東大学バスケットボール連盟より許可を得て引用)



一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟 医科学委員会

TEL : 03-5459-3557

FAX : 03-5459-3558

E-mail : incolle.soumu@gmail.com

以上